

和泉市立いぶき野小学校いじめ防止基本方針

和泉市立いぶき野小学校

令和8年

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年）第13条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）及び「和泉市いじめ防止基本方針」（平成29年2月 和泉市教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「和泉市立いぶき野小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全ての児童に関係する問題である。

いじめ防止の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめ」がいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- 仲間外れ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止等対策委員会」

(2) 構成員 校長 教頭 首席 生活指導担当教諭 養護教諭 支援コーディネーター

〔その他状況に応じて 各学年主任 関係学年担任 専科等
必要に応じて スクールカウンセラー(SC) SSW SL 警察等関係機関〕

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針策定
- イ いじめ未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 年間計画

本基本方針に沿って以下の通り実施する

	学年・学級	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級・学年開き ・仲間づくり ・いいところ見つけ ・キャリアパスポート ・交換授業開始(全学年) ・教科担任制開始 ・学級懇談会 ・SC・SSWとの教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会議(毎月) ・平和学習の充実 ・終礼
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・SCとの教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の充実(キャリアパスポート:学期はじめ・終わり・各学年)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動開始 ・たてわり掃除(通年) ・生活アンケート① ・社会性測定用尺度アンケート(456年) ・支援・通級児童報告会 ・SC・SSWとの教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室(5・6年) ・情報モラル教育 ・各委員会の活動
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・平和週間 ・キャリアパスポート ・SC・SSWとの教育相談 ・生指連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパスポート ・運動会(練習) ・SC・SSWとの教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート② ・SC・SSWとの教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導研修 ・非行防止教室(5・6年)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生指連絡会② ・社会性測定用尺度(456年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解教育

	・SC・SSWとの教育相談	
12月	・人権週間 ・キャリアパスポート ・SCとの教育相談 ・いぶき野ハッピーフェスティバル	
1月	・キャリアパスポート ・SCとの教育相談	
2月	・生活アンケート ・社会性測定用尺度(456年) ・国際理解週間 ・SCとの教育相談	
3月	・生指連絡会③ ・キャリアパスポート ・SCとの教育相談	

(5) 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ防止等対策委員会は、各学期の終わりに(年3回)検討会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめ問題への対処についての個々のケースの検証、必要に応じ学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

年間を通して時間を取り、各学年・学級より児童の様子について報告し、情報交換を行う。

第2章 いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が組織的に取り組んでいく。

未然防止の基本は、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

いじめの問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめの問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ防止等対策委員会」である。

2 いじめの防止のための措置

(1) 未然防止

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感育で、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を通じ、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをするのも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

○いじめを「しない」「させない」「許さない」という人間性豊かな道徳的な感情を育てる。

- ・道徳の授業を大切にす。
 - ・学級活動を通してタイムリーに扱う。
 - ・教育活動全般のどの場面においても、同じ視点で扱う。
- 児童が他人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神を身につけ、心温かい人と人との交流の中で、より強い人権感覚を身につける。
- ・たてわり活動
 - ・あいさつ運動(委員会・ボランティア・生活委員)
 - ・総合
 - ・人権教育
- 他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、絶対にいじめをしない・させない・許さないという態度を育てる。
- ・生活科・理科の栽培活動を通して生き物を大切にする気持ちを育む。
 - ・「いいところ見つけ」等の友だちの良さを認め合う態度を育てる。
- 特別活動を通して、自尊感情や自己肯定感を高められるような、異学年交流や取り組みを年間通じて行う。
- ・たてわり活動
 - ・委員会活動
 - ・クラブ活動
 - ・あいさつ運動
 - ・いぶき野ハッピーフェスティバル

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

2 いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けたときの対応遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止等対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童またはその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、

プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さら に出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

6 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

7 いじめの解消

謝罪をもっていじめを解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に対して確認する。解消に至っていない段階では、学校がいじめを受けた児童を守り、その安全・安心を確保する。いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が有り得ることを踏まえ、当該児童に対して日常的に注意深く観察する。

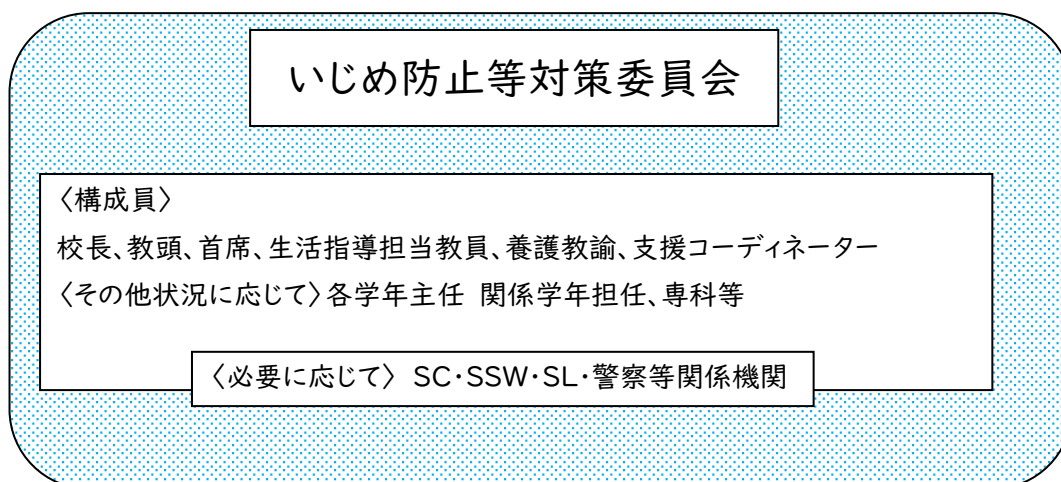
いじめの問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめの問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ防止等対策委員会」である。

◆いじめ防止等対策委員会

○校長、教頭及び児童支援担当教員を中心に、養護教諭等子ども委員会で編成する。

（事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、SSW、SL、警察等関係機関を入れてメンバーは適宜編成する）

○生活指導委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて組織の拡大縮小を行うこともある。



○年間指導計画の作成・実施・改善、校内研修会の企画・実施

○アンケート結果、報告等情報の整理・分析

○いじめが疑われる案件の事実確認・判断

○要配慮児童への支援方針の協議

<p>教室の様子から</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 用具・机・椅子などが散乱しているが増える <input type="checkbox"/> 教室にゴミが散乱している <input type="checkbox"/> 個人用ロッカーなどにゴミが入れられる <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする <p>集団の様子から</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を使っている雰囲気がある <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある <p>授業や学級活動・提出物から</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる <input type="checkbox"/> 授業中に発表すると冷やかされる <input type="checkbox"/> 授業中に他の児童から発言を強要される <input type="checkbox"/> 授業中に他の児童の発言の中で突然個人名が出る <input type="checkbox"/> 隣の人と机をぴったりとくっつけなくなる <input type="checkbox"/> その子の持ち物を周りの子が触りたがらない <input type="checkbox"/> グループ分けて孤立する <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある <input type="checkbox"/> 他の子どもと席を替わるようになる <input type="checkbox"/> 球技でパスされなかったり、パスが集中したりする <input type="checkbox"/> 給食や掃除当番などで人気のない仕事をする <input type="checkbox"/> 毎回リーダーや班長になる <input type="checkbox"/> 作文などにいじめや自殺に関する記述が見られるようになる <input type="checkbox"/> 班ノートや学級日誌に何も書かなくなる <input type="checkbox"/> 授業中職員に見えないように消しゴム投げをしている <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる <p>友だち関係から</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われているのに笑う <input type="checkbox"/> 友だちに一方的に肩を組まれている機会が増える <input type="checkbox"/> 友だちの使い走りをするようになる <input type="checkbox"/> 他の子どもの肩代わりをするようになる <input type="checkbox"/> どんな遊びでも、誘われると従う 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> これまでと違う雰囲気の友だちと付き合い始める <p>身辺の様子から</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 髪の毛が不自然に切られている <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざが見られる <input type="checkbox"/> 服が汚れていることが多くなる <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きや破損の跡が見られる <input type="checkbox"/> 友だちの話をしなくなる <input type="checkbox"/> 泣いた後のような気配がすることが増える <input type="checkbox"/> 心配そうな表情をするようになる <input type="checkbox"/> 悲しそうな表情をすることが増える <input type="checkbox"/> 妙に暗くなる <input type="checkbox"/> うつむいて視線を合わせなくなる <input type="checkbox"/> おどおどするようになる <input type="checkbox"/> 笑っている時の顔が引きつっている <input type="checkbox"/> 筆圧が弱く、弱々しい文字を書くようになる <p>行動の中から</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 理由もなく一人で朝早く登校する <input type="checkbox"/> 朝家を出たのに学校に来ない <input type="checkbox"/> 遅刻・早退・欠席が増える <input type="checkbox"/> 遅刻・早退・欠席の理由を明確に言わなくなる <input type="checkbox"/> ぎりぎりの時間に登校する <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている <input type="checkbox"/> 体調不調を訴えて保健室へ行きたがる <input type="checkbox"/> 一人で行動することが多くなる <input type="checkbox"/> 教職員の近くから離れようとしなくなる <input type="checkbox"/> 教職員にばかり話しかけ近くにいたがる <input type="checkbox"/> いつも本を読んでいる <input type="checkbox"/> 何もかも嫌だというようになる <input type="checkbox"/> みんなが帰るまで帰宅したまらない <input type="checkbox"/> 校外学習や宿泊行事を楽しまなくなる
---	---

【生活アンケート】

- 毎学期、年三回実施する。
 - できるだけ学年で日をそろえる。
 - 1つでも【いじめの内容】がある児童には、20分休憩や掃除の時間を使って、ていねいに相談にのる。(教育相談)
 - 対応後、アンケート用紙と聞きとったメモ、学年集計用紙を生活指導担当へ提出する。
- 子どもへの聞き取りについて、学年主任の先生にご協力いただくこともある。
- 低学年(1年、2年)児童にはアンケート終了後全員に教育相談する。

(教育相談)について

- ・困っている子どもの実態を能動的にすくい上げ、積極的に支援する。
- ・いじめ問題の早期発見
- ・子どもとのコミュニケーションから小さな気づきを見つける。
- ・困っている子どもの実態を能動的にすくい上げ、積極的に支援する。

(高学年用)

(低学年用)

生活アンケート

自分ではふざけたつもり、遊び半分のつもりでも、下に書いてあるようなことをして、相手にいやな思いをさせることは「いじめ」です。自分がされていやなことは、人に対して決してしないことが大切です。このアンケートはみなさんが楽しい学校生活を送るためにお願ひするものです。

() ねん () ぐみ なまえ ()

○一学期に、登下校中や授業中、休み時間などに、下のようなことをされて、いやな思いをしたり、なやんだりしたことはありませんか。
周りのみんなのこと、あなた自身のことについて、あてはまるところに○をつけてください。

	いじめのないよう	まわりにされて いる人がいる		自分のこと	
		されている	されていない	されている	されていない
(1)	① ひやかされたり、からかわれたりする。				
	② わるくちや いやなことを いわれる。				
	③ おどしや もんくを いわれる。				
(2)	④ ともだちや まわりのひとから、なからはずれに されたり、おし される。				
	⑤ わざと かまく、ぶつかられる。				
(3)	⑥ あそぶふりをして かまく、たたかれたり、けられたりする。				
	⑦ ひどく、ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。				
(4)	⑧ おかぬを ようきゆう されたり、おごるように いわれたりする。				
	⑨ もちものを よこすように いわれる。				
(5)	⑩ おかぬや もちものを かくされたり、ぬすまられたりする。				
	⑪ おかぬや もちものを こわされたり、すてられたりする。				
(6)	⑫ いやなことや はずかしいこと、きげんなことを されたり、おし やりやい させられたりする。				
	⑬ プロコンや けいたいでんわ スマートフォンなどで、わるくちを つかわれたり、いやなことを されたりする。				
(7)	⑭ ①～⑬がいて、いじめられていると かんじること、 (ないよう)				

生活アンケート

自分ではふざけたつもり、遊び半分のつもりでも、下に書いてあるようなことをして、相手にいやな思いをさせることは「いじめ」です。自分がされていやなことは、人に対して決してしないことが大切です。このアンケートはみなさんが楽しい学校生活を送るためにお願ひするものです。

() ねん () ぐみ なまえ ()

○一学期に、登下校中や授業中、休み時間などに、下のようなことをされて、いやな思いをしたり、なやんだりしたことはありませんか。
周りのみんなのこと、あなた自身のことについて、あてはまるところに○をつけてください。

	いじめの内容	まわりにされて いる人がいる		自分のこと	
		されている	されていない	されている	されていない
(1)	① せやかされたり、からかわれたりする。				
	② 悪口やいやなことを言われる。				
	③ おどしや文句を言われる。				
(2)	④ 友だちや周りの人から、仲間はずれにされたり、無視される。				
	⑤ わざと軽くぶつかられる。				
(3)	⑥ あそぶふりをして軽くたたかれたり、けられたりする。				
	⑦ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。				
(4)	⑧ お金を要求されたり、おごるように言われたりする。				
	⑨ 持ち物をよこすように言われる。				
(5)	⑩ お金や持ち物をかくされたり、ぬすまられたりする。				
	⑪ お金や持ち物をこわされたり、捨てられたりする。				
(6)	⑫ いやなことやはずかしいこと、きげんなことをされたり、無理やりにさせられたりする。				
	⑬ プロコンや携帯電話、スマートフォンなどで、悪口を言われたり、いやなことをされたりする。				
(7)	⑭ ①～⑬以外で、いじめられていると感じること、 (内容)				

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下のフローを参考にし、事案に応じた対応を行う。

「いじめ」が起きた時 ～見逃さず、許さず、協働で～

教職員の報告

児童の報告

保護者の報告

地域の報告

日頃の観察、アンケート

いじめの訴え・気になる情報・小さな異常を察知したなら

些細なことも軽視せず



ただちに、管理職に報告

「いじめ」を発見して24時間以内に学校がすべきこと

〈いじめられた児童〉

- 事実関係の把握と記録
- 守り抜く決意の伝達
- 安全の確保
- 辛さに寄り添う

市教委への報告

〈保護者〉

- 直接会って報告
- 保護者の心情を理解する
- 指導方針への理解を得る
- 信頼関係の構築

いじめ防止等委員会の設置
指導体制の確立と指導方針の共通理解

〈いじめた児童〉

- 個々に事実を聴き取る

〈周囲の児童生徒〉

- 事実関係の把握

関係機関との連携

全教職員が一致協力して



深くかかわる

学校が3日以内にすべきこと

〈いじめられた児童〉

- プロジェクトチームの結成
関わりの深い教師、養護教諭、スクールカウンセラー等

〈保護者〉

- 些細な変化にも注意を
- 事実関係の報告
- 解決に向けた連携強化

〈いじめた児童生徒〉

- 非人道的行為であることを理解させる指導
- 必要なら専門機関と協働

学級での指導(傍観者からの脱去 共感的人間関係の構築 自己存在感を実感する学級づくり)

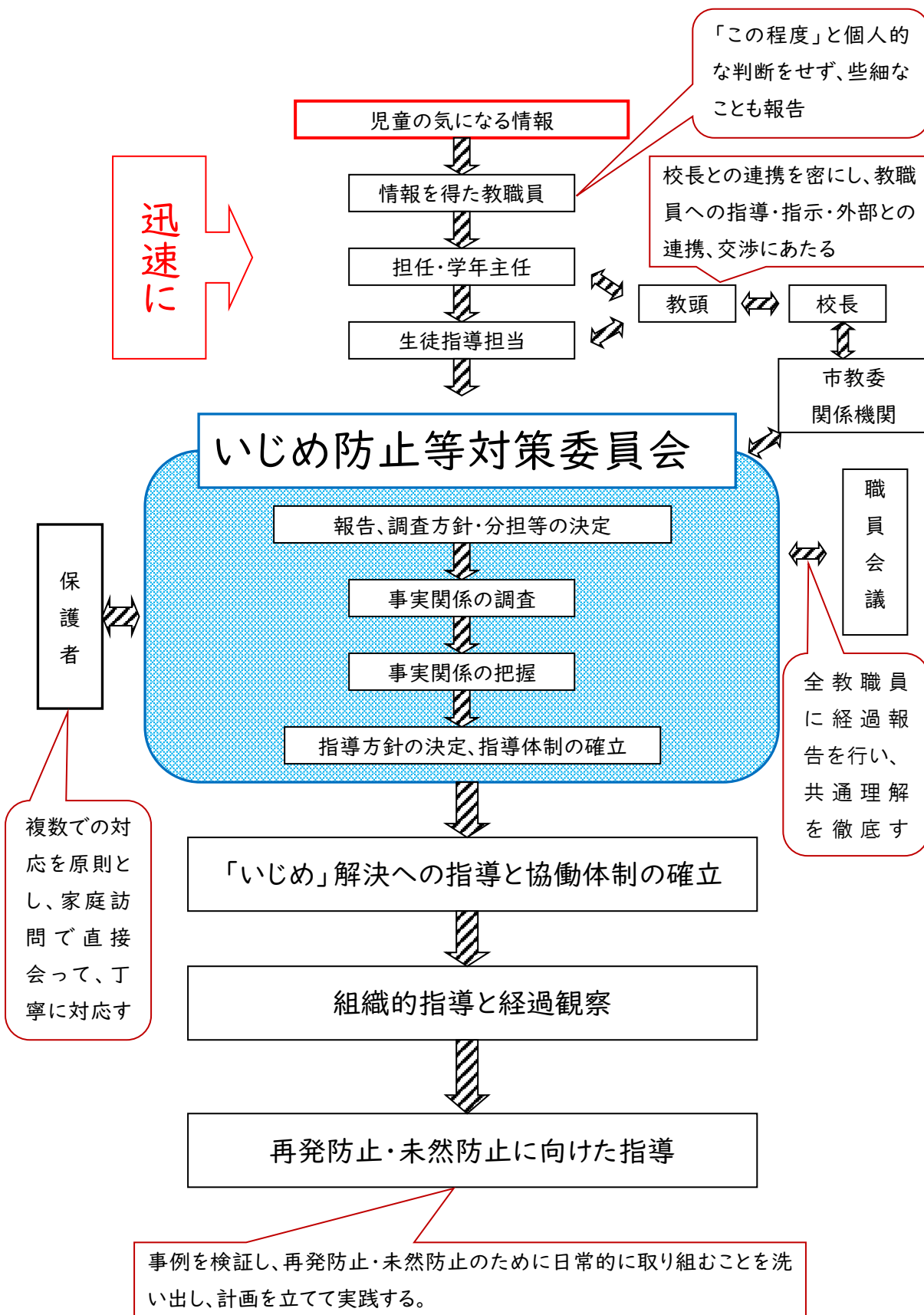
関係者が一致協力して



継続してかかわる

「いじめ」発生後、学校が継続してすべきこと

人権意識の高揚 特別活動の充実 いじめを解決できる学級づくり 学年集団育成の強化



【学校におけるいじめ事案の指導手順】

別紙6

(1) 報告・情報収集	発見した教職員が状況を報告・整理 複数の教職員から情報を収集	状況を管理職及び生徒指導担当に報告する。 当該児童にかかわるすべての教職員から情報を収集する。 具体的事実を詳細・時系列で整理する。
(2) 指導方針の検討	学年会・生徒指導合同会の開催	教職員の情報を基に今後の対応方針を検討する。管理職
(3) 保護者対応	被害児童の保護者への対応	事実を報告する。情報の共有、方針の共通理解を図る。 被害児童の保護者に対して、現時点での状況と今後の指導方針を説明するとともに、保護者の同意を得る。
(4) 事実確認	被害児童からの聞き取り	時間、場所、状況に配慮し、心情的に寄り添い、具体的事実、思いを丁寧に聞き取る。
(5) 指導方針の検討	対策会議の招集 学校指導の開始 (市教委への報告)	校長を中心に、事実確認を基に今後の指導方針を検討する。(教頭、学年、生徒指導担当、養護教諭)警察・関係機関との連携も視野に入れ、柔軟な対応を図る。
(6) 事実確認	周囲の児童から聞き取り	人間関係に配慮して被害児童の状況を的確に聞き取る。
(7) 指導方針の検討	対策会議の招集	周囲の児童からの聞き取りを基に、事実を整理してより具体的な方針を協議する。
(8) 保護者対応	被害児童の保護者への対応	いじめの状況、指導方針を説明し、家庭の状況についても聞き取りをする。
(9) 事実確認	加害児童からの聞き取り	被害児童、教職員、周囲の児童からの聞き取りを基に事実確認を行う。
(10) 指導方針の検討	対策会議の招集	加害児童からの聞き取りを基に事実の確認を行う。今後の指導方針を検討する。
(11) 保護者対応	加害児童の保護者への対応 被害児童の保護者への対応	確定した事実とともに、学校としての指導方針を説明する。 冷静に客観的な事実を基に説明する。 学校の取り組みの現状について説明する。当該児童の学校での様子を伝える。
(12) 特別な指導	加害児童に対する毅然とした指導	指導方針に従って指導を行う。学年及び生徒指導担当が中心となる。
(13) 人間関係の修復	謝罪の場の設定	被害児童の保護者と連携し、意向を十分配慮して行う。 被害児童や保護者の心情を加害児童や保護者に伝え、今後、より良い人間関係が構築できるよう援助する。
(14) 学級指導	いじめのない学級づくりの展開	被害・加害児童だけの問題ではなく、周囲の児童(観衆・傍観者を含め)の指導を行う。場合によって学年集会等を開く。積極的な生徒指導を学年教師全員で行う。
(15) 指導後の状況把握	加害児童・被害児童の状況把握	加害児童・被害児童との面談、保護者との連携、授業での状況を把握する。
(16) 指導の総括	職員会議の招集	指導経過を振り返り、今後の学校づくりの課題を整理し、改善点の検討・実施を図る

重大事態の発生

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

重大事態とは

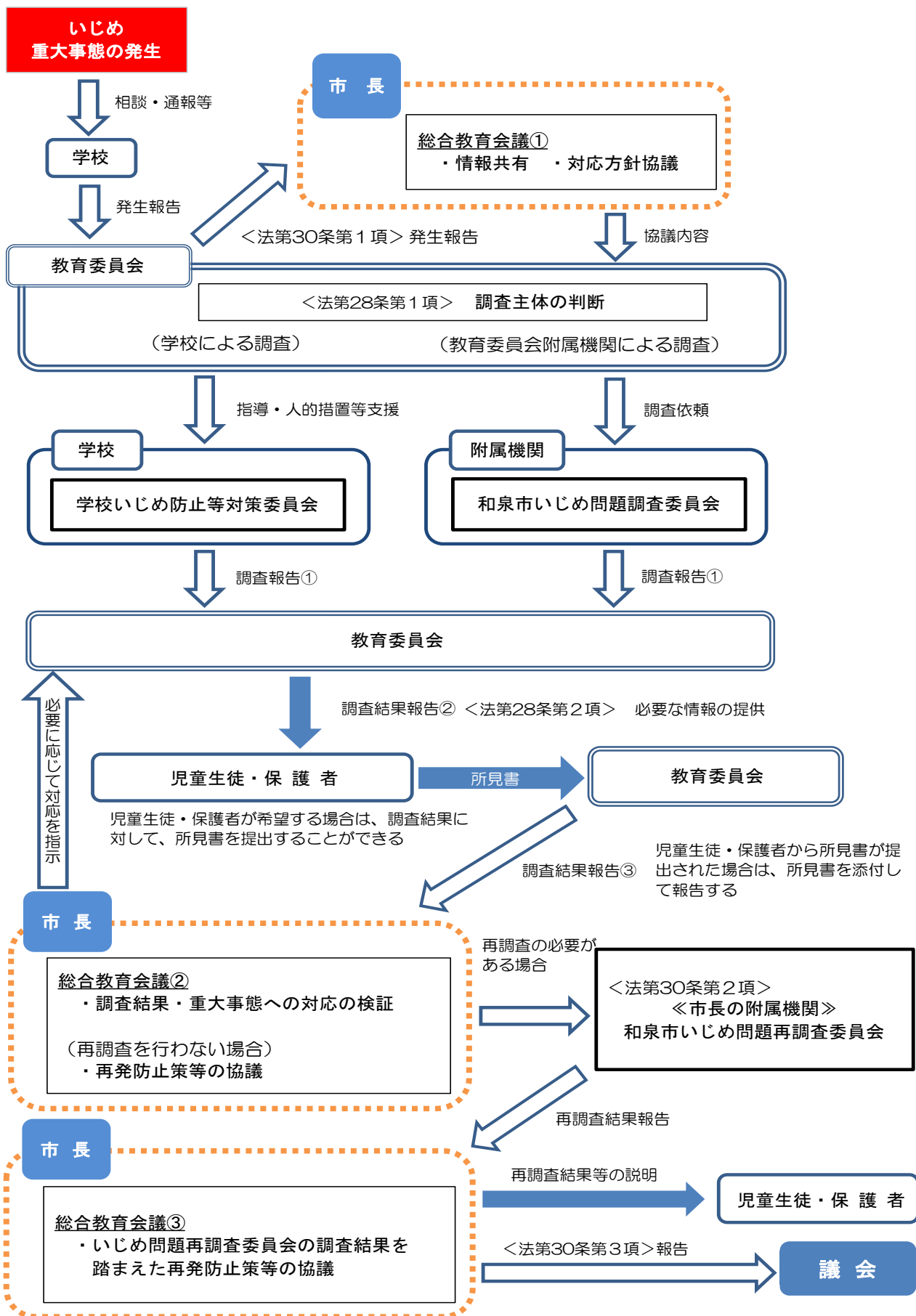
法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合（例）・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合 相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

重大事態発生時の対応フロー



学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

項目		チェック			
授業づくり 学校づくり!	児童が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての児童が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1
子ども理解 集団づくり!	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	児童理解や人間関係の把握に努めるとともに、児童一人一人と会話するよう心がけている	4	3	2	1
		4	3	2	1
生徒指導	生徒指導の視点を大切にされた授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4	3	2	1
	児童が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1
資質能力向上 教職員の	教師の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1
		4	3	2	1

2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、児童の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	児童の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
いじめの対応等	被害児童や情報を提供してくれた児童を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害児童への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目		チェック			
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている		4	3	2	1
児童の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている		4	3	2	1

